

4. 定員：150名（先着順）
5. 参加費：無料（どなたでも参加できます。）
6. 申込方法：「開催案内」の参加申込書欄に必要事項を記載の上、FAXにてお申し込みください。
※参加申込書等は中国運輸局ホームページからダウンロード願います。
→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/gian/jidoushasemina.html>
7. 受付期間：令和2年1月14日（火）～令和2年2月12日（水）
※定員になり次第締め切らせていただきます。

(2) 東北運輸局 令和元年度自動車事故防止セミナーを開催します
～近年増加している健康起因事案の未然防止と死亡事故削減にむけて～【東北運輸局発】
(新着情報)

東北運輸局では、管内の自動車運送事業者に係る重大事故の特徴を踏まえ、「自動車事故防止セミナー」を開催いたします。
今年度は、近年増加している運転者の健康起因事案や歩行者等をはねる死亡事故を未然に防ぐべく、運転者の適切な健康管理や有効な指導方法に焦点を置いた内容となっております。
本セミナーを事故防止対策の参考にしていただくため、是非この機会にご参加くださいますようお願い申し上げます。

日 時：令和2年2月25日（火）13時00分～16時15分（受付：12時15分～）
場 所：仙台国際センター・会議棟2階 大会議室「橘」（仙台市青葉区青葉山無番地）
定 員：250名（事前申込みが必要です）
参加費：無料

※セミナーの詳細や申し込みにつきましては、東北運輸局HPをご覧ください。
→ <http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/puresu/puresu/jg200116.pdf>

(3) 四国運輸局 令和元年度「事業用自動車事故防止セミナー」を開催します
～自動車事故のリスク削減に向けて～【四国運輸局発】
(配信日：R1.12.27)

四国運輸局では、運送事業者の皆様に自動車事故のリスクマネジメントに役立つ情報を提供できるよう、標記セミナーを開催いたします。
運送事業者の皆様には是非このセミナーにご参加いただき、今後の事故防止対策の

参考にしていただければ幸いです。

日時：令和2年2月13日（木）13時30分～16時30分（受付：12時30分～）

場所：サンポートホール高松 4階「第1小ホール」（香川県高松市サンポート2番1号）

定員：200名（事前申込制）

参加費：無料

※セミナーの詳細やお申し込みにつきましては、四国運輸局HPをご覧ください。

→

https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/gijyutsu/jikoboshi_seminar.html

(4) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

（配信日：R1.12.6）

輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。

これから本格的な降積雪期を迎える中、気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策等を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すとともに、事故の防止に努めるようお願いします。

①積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。なお、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実にすること。

②点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。

③積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。

④気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更及び利用者への情報提供等の適切な措置を講ずること。

⑤乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

